

令和5年 第12回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和5年12月26日(火) 午後2時00分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

松浦委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 令和5年度後期三朝町教育委員会学校訪問報告について【別冊】
- (3) 令和5年度三朝町教育委員会園訪問報告について【別冊】
- (4) 社会教育課事業について
- (5) 図書館事業について

5 議 事

- 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第39号 小学校外国語指導助手の再任用について
- 議案第40号 中学校外国語指導助手の再任用について
- 議案第41号 町立学校教職員の処分について（非公開）
- 議案第42号 青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方について（諮問）

6 協議事項

- (1) いじめ根絶に向けた今後の対応方針に関する進捗について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和6年1月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

① 関連事業スケジュール

月 日	時 間	内 容	備 考
【12月】			
12月1日 (金)	15:30-	年末の区長会	
12月7日 (木)	～15日	三朝町12月定例議会	
12月12日 (火)	10:40-	多賀町オンライン交流 (小学3年生)	小学校
12月22日 (金)		小学校2学期終業式	
12月25日 (月)		中学校2学期終業式	
12月26日 (火)	14:00-	教育委員会定例会	
12月28日 (木)		役場仕事納め	
【1月】			
1月4日 (木)		役場仕事始め	
1月7日 (日)	10:00-	三朝町二十歳を祝う会 (別紙㉗)	文化ホール
1月9日 (火)		県教育委員会との意見交換会	県庁
		小中学校3学期始業式	
	～15日	ふれあい運動	
1月11日 (木)	9:00-	合同園長・校長会、校長会	
1月17日 (水)		中学校入学説明会	
1月23日 (火)	9:00-	三朝町総合教育会議	
1月24日 (水)	10:00-	未来を拓けみささっ子創造事業講演会 (小学3年生～中学3年生)	文化ホール 講師：小島よしお氏
	～30日	全国学校給食週間	

- ・ 2月2日 小中連携研修会
令和5年度市町村教育委員会委員等研修会
- ・ 2月5日 多賀町オンライン交流 (小学3年生)
- ・ 2月13日 小学校入学説明会

② 児童生徒大会等結果について (別紙㉘)

③ 三朝町70周年を学び味わう給食事業アンケート結果について (別紙㉙)

令和5年12月1日

各 位

三朝町長 松 浦 弘 幸
(公印省略)

令和6年三朝町二十歳を祝う会の開催について（御案内）

謹啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本町では、二十歳を迎えられる方を祝福し、励ますため、三朝町二十歳を祝う会を下記のとおり挙行することとしました。

つきましては、御多用中のこととは存じますが、御臨席を賜りたく御案内申し上げます。

敬白

記

- 1 日 時 令和6年1月7日（日）午前10時
- 2 場 所 三朝町総合文化ホール
- 3 対 象 者 平成15年4月2日から平成16年4月1日までの出生者
[男34名 女31名 計65名]

中部納貯連だより

発行：鳥取県中部納税貯蓄組合連合会

令和5年度 中学生の税についての作文入賞者一覧

(全国納税貯蓄組合連合会・国税庁主催)

鳥取県知事賞	命を救うみんなの協力	太田 健生	三朝 3
中国税理士会鳥取県支部連合会 会長賞	私のふるさとと税	安田 さくら	三朝 3
鳥取県青色申告会連合会 会長賞	町税のまち 琴浦町	岡村 美樹	赤碕 3
一般社団法人鳥取県法人会連合会 会長賞	人の命を救う税金	倉本 治重	三朝 3
倉吉税務署長賞	税金について思うこと	小塚 東子	大栄 3
	税と学校	山口 小南	三朝 3
鳥取県中部県税事務所長賞	税金は人助け	松原 匠汰	大栄 3
鳥取県中部地区租税教育推進協議会 会長賞	みんなを助けてくれる税	横山 心遥	赤碕 3

倉吉市長賞	公共事業に感謝	藤川 素夢	西 1
三朝町長賞	少しいきかたから大きく変わる	吉田 美桜	三朝 3
湯梨浜町長賞	社会を和す税金システム	小山 諒介	湯梨浜学園 3
大栄町長賞	税金の入りき	鈴木 瑞愛	大栄 3
琴浦町長賞	私たちの未来と税	光本 結愛	赤碕 3

中国税理士会倉吉支部 支部長賞	どうして税と関わりたか答えられる？	石笠 美空	三朝 3
	困った時はお互い様	田中 碧	鴨川 3
公益社団法人倉吉法人会 会長賞	税金による暮らし	重信 ひより	三朝 3
	私と税金	永田 上海	大栄 3
倉吉商税会 会長賞	ガソリン税について	森田 紗叶	三朝 3
	税金に助けられてきた日々	福田 蒼和	三朝 3
鳥取県中部納税貯蓄組合連合会 会長賞	税金について	陶山 依愛	赤碕 3
	国民のための税金	小谷 みづひ	赤碕 3
	税と少子高齢社会について	小塚 美羽	赤碕 3

全国納税貯蓄組合連合会 会長感謝状

(作文募集について協力が特に顕著な中学校)

・三朝町立三朝中学校

熊野筆事業協同組合 理事長賞

(書写の募集で協力が顕著な中学校)

・三朝町立三朝中学校

鳥取県中部納税貯蓄組合連合会 会長感謝状

(作文・書写の募集で協力が顕著な中学校)

・倉吉市立西中学校

令和5年度 中学生の税についての書写入賞者一覧

(主催:中国納税貯蓄組合連合会・後援:広島国税局)

鳥取県青色申告会連合会 会長賞	社会保障と税	杉谷 泉里	湯梨浜3
倉吉税務署長賞	年末調整	坂本 有	東 伯 3
鳥取県中部県税事務所長賞	納税は期限内	山本 朱樹	鴨 川 3
鳥取県中部地区租税教育推進協議会 会長賞	郷土を創る税	吉田 美空	東 1

倉吉市長賞	振替納税	椿原 莉琴	東 2
三朝町長賞	電子申告	松原 詩喜	三 朝 2
湯梨浜町長賞	確定申告	清水 彩里	湯梨浜2
北栄町長賞	電子納税	瀧本 水葵	北 条 3
琴浦町長賞	社会保障と税	盛山 琴花	東 伯 3

中国税理士会倉吉支部 支部長賞	郷土を創る税	永川 嬉来	西 1
	自動車税	山本 つむぎ	大 栄 2
公益社団法人 倉吉法人会 会長賞	郷土を創る税	真山 千歳	赤 碕 3
	振替納税	伊藤 洛菜	北 条 3
倉吉間税会 会長賞	郷土を創る税	岩本 涉愛	東 伯 2
鳥取県中部納税貯蓄組合連合会 会長賞	納税意識	野間田 結菜	赤 碕 2
	確定申告	真山 すみれ	赤 碕 1
	納税は期限内	藤岡 侑沙	湯梨浜2
	納税意識	田村 寧彩	東 1
	年末調整	富澤 愛	湯梨浜3

作品展示会が開催されます

鳥取県中部地区租税教育推進協議会・中部納税貯蓄組合連合会・倉吉税務署 共催

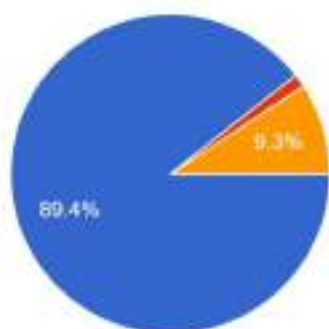
■倉吉未来中心	11月 2日(木)～11月 7日(火)	午前
■ハワイアロハホール	11月 8日(水)～11月12日(日)	
■まなびタウンとうはく	11月14日(火)～11月19日(日)	午前
■北栄町中央公民館	11月22日(水)～11月28日(火)	午前
■三朝町総合文化ホール	11月29日(水)～12月 6日(水)	午前

三朝町制 70 周年お祝い給食についてのアンケート (対象：小学 3 年生～中学 3 年生)

11月13日から17日まで、三朝町制70周年お祝い給食週間でした。みなさんの感想を聞きたいので、アンケートにこたえてください。

2. 70周年お祝い給食を食べることで、三朝町の食材を知ることができましたか。

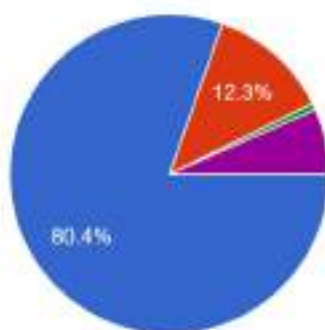
301 件の回答



- 知ることができた。
- 知ることができなかった。
- 学校を休んでいて給食を食べられない日があった。

3. 給食時間の動画を見て、三朝町にはすばらしい食材がたくさんあるとわかりましたか。

301 件の回答



- わかった。
- どちらかといえばわかった。
- どちらかといえばわからなかった。
- わからなかった。
- 学校を休んでいて動画を見ることができなかった。

4. 三朝町制70周年お祝い給食の感想を書いてください。

- 小学3年生 三朝米チュロスをまた、食べたいと思いました。
- 小学3年生 おこわがとても美味しかったです。
- 小学3年生 三朝町には、美味しいいろいろな食材があることがわかりました。他の県に住んだ時、友達ができたらくさん自慢したいです。
- 小学3年生 地域の人がみんな力で合わせていることがわかりました。
- 小学4年生 美味しかったです、お肉がちょっと硬かったです。
- 小学4年生 給食がとても美味しかったです。
- 小学4年生 三朝町にはたくさんの美味しい食材があるとわかりました。
- 小学4年生 お米のチュロスがおいしかったです。。
- 小学5年生 学校を休んでいて食べられない日があったけど、もっと三朝を知ることができるので良かったんじゃないかなあとと思いました。
- 小学5年生 三朝の神倉大豆や三朝米などの美味しい素材がひと手間かけるだけであんなに美味しい給食になる物だなと思いました。
- 小学5年生 動画を見て三朝の食材が他の県の市区町村と比べても美味しいとわかりました。
- 小学5年生 三朝の給食のことが知れて良かったです。もっと食べてみたいです。
- 小学5年生 素晴らしい食材が知れたのもっと知りたいと思いました。
- 小学5年生 三朝の食材を食べてこの土地に生まれてよかったなと思いました。いろんな人の助けがあり僕は育っていると思います。その素晴らしい町も70周年なのでどんどん人も少なくなっています。この素晴らしい土地をいろんな人に紹介したいです。
- 小学6年生 三朝町には、素晴らしい食材などがたくさんあることを知れましたたくさんあることを知れました。三朝町の特産品をこれからも大切にしたいです。
- 小学6年生 今までは今までは出てなかった三朝の米を作ったチュロスが出てきたので嬉しかったです。給食を給食を通して三朝町の食材をたくさん知ることができました。
- 中学1年生 これまでも、これからも出てこないような豪華な給食やデザートばかりで、とても美味しかったです。特にチュロスが美味しかったです。三朝和牛や三朝野菜のサラダで、三朝町には素晴らしい食材があることにも気付きました。
- 中学2年生 三朝米で作ったデザートみたいなのが美味しかったです。鳥取和牛も牛さんの脂のりも丁寧で一生懸命作られているのだと知り、本当に食事に感謝したいなと思いました。もっともっと三朝朝の特産品について知りたいと思いました。
- 中学2年生 普段は出ないものを食べたので美味しかったですし三朝町にはこんな臭いあいいものがあることを実感できました
- 中学2年生 三朝町の食材の素晴らしさを感じることができました。
- 中学2年生 毎日作ってくださってありがとうございます。給食美味しかったです。
- 中学3年生 三朝にはたくさんの食材があることがわかったしいろんな方が作ってくれているおかげで給食とかが食べられていることに感謝したいです。
- 中学3年生 普段なら食べることのない給食や三朝にいても名産品だと知らなかったものを食べることができたし動画を見ることでそのその作物を作ることに込められた思いまで思いまで知ることができたので良かったです。
- 中学3年生 普段食べることができず、数回しか食べたことのない三朝町産牛肉サイコロステーキは、とても美味しかったですし、とても美味しかったですし、何より、初めて給食に出る三朝米チュロスがとても美味しかったです。こんなおいしい給食はなかなか食べられないので、これから小学校に入学してくる子供たちにも、ぜひ食べさせてあげたいなと思いました食べてもらいたいなと思いました。

報告事項(4)

【社会教育課】 令和5年12月～令和6年1月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
12月 1日	日	15:30	年末区長会	文化ホール	
12月 2日	土	9:00	環境整備清掃活動(公募ボランティア)	三徳山	参加者15名
- 3日	日		鳥取県スポーツ推進委員研究大会	鳥取市	町スポ推委員 7名参加
		13:30	中部ハイスクールフォーラム2023	北栄町	
12月10日	日	9:30	三朝町かがやく子どもフェスティバル	文化ホール	※下記内訳
12月12日	火	16:00	三朝町学校運営協議会	役場	学校見学含む
12月13日	水	16:30	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
12月14日	木	18:30	第2回社会教育委員会	役場	
12月15日	金	10:00	全国コミュニティ・スクール研究大会	南部町	
12月20日	水	10:00	第8回三朝大学(わたしの未来ノート)	文化ホール	講義後閉校式
12月22日	金	10:00	とっとり日本遺産ネットワーク会議	文化ホール	三徳山視察含む
12月25日	月	10:30	第2回日本遺産活用推進協議会	役場	
12月26日	火	16:00	ドッジボール福田桜穂選手激励会	役場	アジア大会出場

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
1月 7日	日	10:00	三朝町二十歳を祝う会	文化ホール	
1月 9日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
1月10日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭指導	町内	
1月13日	土	14:00	東伯郡スポーツ推進委員研究大会	湯梨浜町	
1月16日	火	13:30	倉吉地区少年補導センター運営委員会	倉吉市	
1月20日	土	9:00	青空体験塾(雪遊び)	俵原	
1月28日	日	11:00	文化財防火デー消防出動訓練		1/26文化財防火デー

◆2月4日(日) スキー・スノーボード教室(恩原高原)

○かがやく子どもフェスティバル2023

来場者数 364名(子ども195名、大人169名)

ボランティア・参画団体 147名(中学生58名、大学生24名、大人65名)

合計 511名

○令和5年度 生涯学習教室「三朝大学」(5月から12月までの計8回開催)

今年度受講者 49名

延べ参加者数 232名(第1回～第7回累計実績206名、第8回実績26名)

皆勤賞受講者 6名

【図書館】令和5年12月～令和6年1月の報告及び取組について

《12月の実績》

館内展示	『読書バリアフリー啓発展示』(12/5～1/7) … 10冊展示
絵本・児童書コーナー	冬の季節に関する絵本展示 (12/1～) … 207冊展示 クリスマス特設コーナー (12/1～12/27) … 333冊展示
一般書コーナー	不登校に関するコーナー (11/10～12/10) … 12冊展示 追悼 伊集院静氏 作品展示 (11/24～12/12) … 42冊展示 大掃除・年賀状・おせち特集コーナー (12/12～12/27) … 93冊展示
イベント	(共催)図書館へ行こうキャンペーン (10/1～12/3) … 延べ73名 (スタンプ達成トートバッグ応募数) 子どもフェスティバル図書館コーナー (12/10) … おはなし会・クリスマスオーナメントづくり・しかけ絵本の展示 親子で楽しむおはなし会 (12/17) … 参加親子3組 (大人4名、子ども6名)
学校への貸出ほか	【中学校】ビブリオバトルに関する本… 7冊 【小学校】郷土資料・遊びに関する本… 29冊、(1～3年)学級文庫3学期分… 360冊

《1月の予定》

	配本 / 集配 / 研修等	館内展示 / 特設・特集 / イベント
1日 (月)		
2日 (火)	年末年始休館 (12/29～1/3)	
3日 (水)		
4日 (木)	移動図書館	【館内展示】『読書バリアフリー啓発展示』(12/5～1/7) 【館内展示】田島征三氏版画展示 (梶川満氏所蔵1点) (1/4～1/14) 【一般書】直木賞・芥川賞 (2023年下半年) 過去受賞作家作品展示 (12/15～1/24) 【イベント】新春企画 お年玉付き! 本の福袋 (1/4～1/14)
5日 (金)	移動図書館	
6日 (土)		
7日 (日)	移動図書館	
8日 (月)	休館日 (祝日: 成人の日)	
9日 (火)		【館内展示】食育展示 (保・小・中の取り組み) (1/9～1/24)
10日 (水)	移動図書館 西学童 (読み聞かせ) 相互貸借集配 (県立図書館)	
11日 (木)	移動図書館	
12日 (金)	県図書館協会講演会 (職員研修)	
13日 (土)		みささ英語村 (14:00～16:00)
14日 (日)		
15日 (月)	休館日	
16日 (火)		
17日 (水)	移動図書館 中学校図書委員選書	
18日 (木)	移動図書館 中学校配本 2歳児健診 (読み聞かせ・配本)	
19日 (金)	障がい者サービス実務研修	
20日 (土)		
21日 (日)	おはなし会ボランティア 意見交換会	
22日 (月)	休館日	
23日 (火)	移動図書館	
24日 (水)	小学校配本 西学童 (読み聞かせ) 相互貸借集配 (県立図書館)	
25日 (木)	休館日 (最終木曜日) 館内整理・職員打合せ会・委託業者清掃	
26日 (金)	三朝中学校研究授業 (国語科)	【館内展示】三朝町地域協議会 インスタグラム フォトコンテスト 優秀作品展 (1/26～2/18)
27日 (土)		みささ英語村 (14:00～16:00)
28日 (日)		
29日 (月)	休館日	
30日 (火)		
31日 (水)		

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

別紙（議案第 37 号関係）

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号及び、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 5 年 12 月 1 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

出向する職員

現配置	職名	新配置	氏名	年月日	理由
社会教育課 教育文化係	主任	財政課 財政係	田栗 裕也	R5. 12. 1	町長部局へ出向

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

別紙（議案第 38 号関係）

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号及び、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 5 年 12 月 1 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

任命する職員

現配置	職名	新配置	氏名	年月日	理由
財政課 財政係	主任	社会教育課 教育文化係	河藤 正隆	R5. 12. 1	教育委員会事務局へ配置

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

議案第 39 号

小学校外国語指導助手の再任用について

次のとおり小学校外国語指導助手の再任用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 再任用者 | ヒックス コールマン |
| 2 | 再任期間 | 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで
※令和 4 年度から着任（3 年目）
現任期間：令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日 |

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第 40 号

中学校外国語指導助手の再任用について

次のとおり中学校外国語指導助手の再任用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 再任用者 ガルシア ジョナス
- 2 再任期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで
 ※令和 4 年度から着任（3 年目）
 現任期間：令和 5 年 4 月 11 日～令和 6 年 7 月 31 日

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第 41 号

町立学校教職員の処分について

次のとおり町立学校教職員の処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第 42 号

青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方について（諮問）

次のとおり三朝町社会教育委員会へ諮問することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年教委規則第 4 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 12 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 諮問の相手方

三朝町社会教育委員会委員長

2 諮問理由

新たな青少年育成団体の設立に向け、組織再編を前提とした青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方について幅広く検討するため、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、諮問することが必要であるため。

3 諮問内容

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

○社会教育法

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

諮 問

次の事項について、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、諮問します。

「青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方について」

令和5年12月26日

三朝町社会教育委員会委員長 布廣 覚 様

三朝町教育委員会

【諮問理由】

高度経済成長期において、全ての国民が互いに力を合わせ、社会のあらゆる分野で青少年の健全育成のために運動が展開された「青少年育成国民運動」により、昭和51年7月に「青少年育成三朝町民会議」が発足。その前年に設立された「三朝町少年補導委員協議会」とともに、本町における青少年の健全育成及び非行化の未然防止を図る組織の両輪として活動を展開してきました。

以来、平成9年には青少年問題審議会に対し、内閣総理大臣から「青少年の問題行動への対策を中心とした西暦2000年に向けての青少年の育成方策について」の諮問がなされ、平成20年には文部科学大臣より中央教育審議会に対し「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」の諮問が行われるなど、新しい時代の青少年教育の在り方について検討することが求められる時代となっています。

本町においても、少子高齢化の進展に伴い、人口減少と核家族化が顕著に進展する中、次代を担う青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域が共にその教育力を生かしながら、相互連携のもとに取り組みを推進することが求められており、特に、青少年の「生きる力」を育む上で、自然や文化・芸術、科学等に直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にあり、組織運営の在り方を検討する必要があります。

このように、青少年の健全育成は大きな転換点を迎えており、組織体制の再構築が必要となっていることから、「青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方」について御意見をいただきたく諮問します。

協議事項(1)

いじめ根絶に向けた今後の対応方針に関する進捗について

いじめ根絶に向けた今後の対応方針に関する進捗について協議する。